

令和4年11月18日

株式会社SAMURAI  
代表取締役 高比良 直人殿  
代理人弁護士 [REDACTED]

公益社団法人 全国消費生活相談員協  
理事長 増田悦 [REDACTED]

### ご連絡

貴社の令和4年11月9日付け「ご連絡書」につきまして、次のとおり意見を申し上げます。

1. 「特定商取引法で定められるクーリング・オフと同内容の解約権を規約上で付与する」との点につきましては、貴社独自のクーリング・オフ制度を創設するとしても、顧客に対する同制度の告知、顧客に交付する書面の記載内容、クーリング・オフの効果等において、同法の規律と比べて遜色のない制度にされることを求めます。
2. クーリング・オフ期間経過後の中途解約の場合の解約手数料につきましては、今後見直し作業がなされるものと思いますが、差止請求書で指摘しましたとおり、解約の時期を問わず、一律に入塾金及び解約手数料の合計額を含む違約金の支払義務を消費者に課すような条項は、消費者契約法9条1号に照らして問題があると考えております。この点が今後どのように改善されるのか、本協会としては注視しております。

### 本件連絡先

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-3-5  
グランドメゾン日本橋堀留101  
公益社団法人全国消費生活相談員協会  
消費者団体訴訟室  
TEL：03-5614-0543  
FAX：03-5614-0743